

浪江町業務委託総合評価方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浪江町が発注する業務委託に係る総合評価方式による一般競争入札(以下、「総合評価方式」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「総合評価方式」とは、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や作業方法等を総合的に評価し、価格と技術力及び信頼性・品質の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(適用対象業務委託)

第3条 総合評価方式により入札を行う業務委託は、技術的要件と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる業務委託とする。

(委員会の設置等)

第4条 総合評価方式を円滑に実施するために、浪江町総合評価委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員会の委員は、必要に応じて契約主管課が選出するものとする。
- 4 委員長は、委員の中から互選により決定する。
- 5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員の任期は、その対象業務に係る入札の落札者の決定に関する審議事項の関連事務が終了するまでとする。
- 7 委員会の事務は、契約主管課において行う。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。ただし、委員長が委員会に諮って公開すると決定したときは、この限りではない。
- 5 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(学識経験者の意見聴取)

第6条 委員会は、総合評価方式を実施するに当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 契約権者は、前項の規定による意見聴取において、落札決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、改めて学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札の公告)

第7条 契約権者は、入札公告及び入札説明書において、総合評価方式の対象となる業務委託であること、総合評価に関する評価項目及び評価基準、落札者の決定方法を明示するものとする。

(参加確認申請書等の提出)

第8条 入札参加希望者は、入札書を提出するときに、次の掲げる書類を提出するものとし、提出後の内容の変更、差し替え及び再提出は認めないものとする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 事業経歴書（様式任意。ただし、アプリケーション開発事業をおこなっていることがわかるようにすること。）
- (4) 「委任状」（代理人を定める場合。様式3）また、一般競争入札参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（様式4）を提出すること。

2 前項各号に掲げる書類の作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、提出書類の返却はおこなわない。

(落札者決定基準)

第9条 落札者決定基準には、評価の方法、評価基準、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。

(評価の方法)

第10条 総合評価方式による評価方法は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計（以下、「加算点」という。）と当該入札価格を基に、次の各号のいずれかの方法を採用して得られた数値（以下、「評価値」という。）をもって行う。

(1) 除算方式

評価値＝技術評価点×（標準点＋加算点）／入札価格

(2) 加算方式

価格評価点＝入札価格に係る得点配分×（1－入札価格／予定価格）

評価値＝価格評価点＋技術評価点

(評価基準)

第 11 条 総合評価方式における各方式の評価基準は、以下のとおりとする。

- (1) 評価項目は、業務委託単位に履行上の課題及び性質等を勘案し、別に定める項目とする。
- (2) 加算点
 - ア 各評価項目の評価に応じて与えられる得点を加算点という。
 - イ 除算方式を採用した場合、入札参加資格要件を満たした場合には、標準点として 100 点を付与する。
 - ウ 加算点は、5 点から 20 点を基本とする。ただし、委員会が認めた場合は、この限りではない。
 - エ 加算点は、原則として別に定める基準に従って配分する。

(落札者決定の方法)

第 12 条 落札者を決定しようとするときは、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- (2) 評価値が次の式によって算出する基準評価値を下回っていないこと。

ア 除算方式

基準評価値＝標準点／予定価格

イ 加算方式

基準評価値＝0

- (3) 入札に係る性能等が、入札公告において明らかにした技術的要件のうち、求める評価項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。

2 評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。